

### POINT 3 家庭ごみとして地域の集積場に出してしまうと、不法投棄として罰せられる恐れがあります！

事業ごみを家庭ごみの収集場所に出すことは不法投棄に当たり、廃棄物処理法第25条により下記の罰則が科せられます。

- 5年以下の懲役
- 1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金



不法投棄は犯罪です!!

### POINT 4 分別回収箱の配置例

リサイクル可能な紙類  
リサイクル可能な紙類は種類ごとに分別します。



分別表  
分別方法を分かりやすく示した表を掲載します。



分別箱  
分別する種類に応じたごみ箱や棚を設置します。



YouTube【京都市公式】いち、に、さんぱい！～いちから学ぶ身近な“さんぱい”～

① 基本編	② 発生場所編	③ ゆくえ編	④ 分別編	⑤ 処分編

#### 産業廃棄物に関する問合せ先

処理業者の紹介	公益社団法人 京都府産業資源循環協会 TEL 075-694-3402
処理方法等の相談	京都市環境政策局 循環型社会推進部 廃棄物指導課 TEL 075-222-3957

#### 一般廃棄物に関する問合せ先

処理業者の紹介	京都市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧 <a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000304046.html">https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000304046.html</a> 
処理方法等の相談	京都市環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課 TEL 075-222-3946

## 製造小売店等を運営する皆さまへ

# 製造小売店等での正しいごみの出し方

【製造小売店等】とは、製造小売店と持ち帰り・配達飲食サービス店のことです。例えば、パン、ケーキなどの菓子、惣菜などを製造し、販売・卸売するお店などが該当します。  
● 製造小売店… 製造した商品をその場で個人又は家庭用消費者に販売するお店をいいます。  
● 持ち帰り・配達飲食サービス店… 製造した商品を配達・持ち帰りの形態で提供するお店をいいます。

POINT 1 許可業者に処理を委託しましょう！

無許可業者に委託すると法令違反となります。(罰則あり)



POINT 2 分別をしましょう！

産業廃棄物、一般廃棄物、リサイクル可能なものの分別を徹底しましょう。



POINT 3 家庭ごみでは出せません！

家庭ごみとして排出することは不法投棄に該当します。(罰則あり)

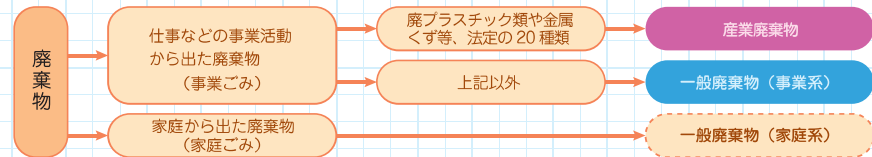


POINT 4 できるものはリサイクル！

再生利用可能なもの(紙類、缶・びん等)はリサイクルをしましょう。



## POINT 1 廃棄物をきちんと分別して、許可を受けた廃棄物処理業者に収集運搬・処分を委託しましょう。



産業廃棄物の処理を許可業者に委託する時は、契約書を交わし(※)、管理票(マニフェスト)を許可業者に渡します。  
※収集運搬と処分をそれぞれ委託する必要があります。



※詳細は、裏面の見開きページのPOINT 2を御確認ください。  
一般廃棄物(事業系)を許可業者に委託する時も、きちんと契約します。

詳しくは、契約時に許可業者に相談しよう！



京都市環境政策局循環型社会推進部 廃棄物指導課  
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地  
TEL : 075-222-3957



(公社) 京都府産業資源循環協会  
〒601-8027 京都市南区東九条中御堂町 53-4 Johnsonビル 2F  
TEL : 075-694-3402



産業廃棄物

<p>プラスチック類</p>	<p>プラスチック製の調理器具、容器、棚・ショーケースなど 従業員用制服（化学繊維製品） <small>※天然素材（綿、シルク等）のものは一般廃棄物（事業系）</small></p>	
<p>ガラス陶磁器類</p>	<p>鏡、ガラス・陶磁器製の食器など</p>	
<p>金属類</p>	<p>金属製の調理器具、椅子・机等備品、看板など レジスター、パソコン等電化製品 <small>※レジスター、パソコンは、金属類とプラスチック類、ガラス陶磁器類の混合物です。</small></p>	<p>産業廃棄物処理業者に収集運搬・処分を委託してください。また自ら産業廃棄物処理施設（中間処理施設等）に搬入することもできます。 <small>※パソコンはリサイクルシステム有り（例）（一社）パソコン3R推進協会</small></p>
<p>電池類</p>	<p>乾電池</p>	
<p>水銀使用製品</p>	<p>蛍光灯</p>	
<p>ペットボトル</p>	<p>飲料用などのペットボトル</p>	
<p>缶・びん</p>	<p>飲料用などの缶・びん</p>	<p>産業廃棄物処理業者や資源回収業者に委託しリサイクルしましょう。</p>
<p>家電製品 リサイクル法 対象製品</p>	<p>冷蔵（凍）庫、テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機</p>	<p>産業廃棄物処理業者に収集運搬・処分を委託するか、販売店やメーカーにお問合せください。</p>

一般廃棄物（事業系）

<p>商品の調理くず <small>※ 食料品製造工場の調理くずは、産業廃棄物（動植物性残さ）となります。</small></p>	<p>一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託して、クリーンセンターに搬入します。また、自らクリーンセンター（★）に搬入することもできます。</p>
<p>商品の売れ残り</p>	<p><b>連絡先</b>（★印の補足情報） 南部クリーンセンター TEL 075-611-5362 東北部クリーンセンター TEL 075-741-1003</p>
<p>汚れのついた紙、リサイクルに向かない紙（感熱紙、カーボン紙、圧着はがき等）など</p>	<p><small>※ 商品の売れ残りを処分する場合は、食品リサイクル法に基づくリサイクルに御協力ください。</small></p>
<p>雑誌、チラシ、ダンボールなど（リサイクル可能な紙）</p>	<p>一般廃棄物収集運搬業者や古紙回収業者に委託してください。リサイクル可能な紙類をクリーンセンターに搬入することはできません。</p>
<p>木製品、植物など</p>	<p>一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託して、クリーンセンターやリサイクル施設に搬入します。また、自ら搬入することもできます。</p>

見開きでゴミ箱近くの店の壁に貼るなどして、御活用ください！